

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）利府ペアガーデン その2
宮城郡利府町字新大谷地52 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 越智 壯
東京都台東区上野七丁目14番4号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 歩行者の安全確保を図るため、出入口付近には交通誘導員をできる限り配置するよう配慮されたい。
 - (2) 計画地西側の県道塩釜吉岡線、北側の県道利府停車場総合運動公園線は通学路になっているため、安全確保には万全を期されたい。
 - (3) 夜間の深夜営業は、青少年による非行を含めた諸問題行動が懸念される所であり、営業時間内においては、青少年の非行防止対策に十分配慮され、事故防止に努めるなど、青少年の健全育成に御協力願います。
 - (4) 公害防止条例に基づく届け出等について、適正な手続きをとられたい。
 - (5) 工事期間中、及び営業に係る騒音、振動、排水処理並びに廃棄物については、適正に処理されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 6 縦覧期間
平成19年6月20日から平成19年7月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）